

## 児童に関する手当

### 児童手当の手続き①

◇亡くなった方が児童手当を受給していた場合、受給者変更の手続きが必要です。

#### 持ち物

- ・申請者のマイナンバーカード
- ・申請者の健康保険証
- ・振込先の口座番号がわかるもの（申請者の口座に限る）
- ・申請者の本人確認書類

※個々の状況により別途書類が必要になる場合がありますので、詳しくは下記受付窓口にお問い合わせください。

#### 受付窓口

本所 子ども福祉課、笠間支所 福祉課、岩間支所 福祉課

#### 期限

亡くなった日の翌日から15日以内

### 児童手当の手続き②

◇亡くなった方に支払っていなかった児童手当があった場合、未支払請求の手続きが必要です。

#### 持ち物

- ・振込先の口座番号がわかるもの（児童の口座に限る）

#### 受付窓口

本所 子ども福祉課、笠間支所 福祉課、岩間支所 福祉課

#### 期限

早めにお手続きください。

### 児童手当の手続き③

◇亡くなった方が支給対象の児童であった場合、受給事由消滅または額改定の届出が必要です。

#### 持ち物

受給される方の状況によって異なりますので、詳しくは下記受付窓口にお問い合わせください。

#### 受付窓口

本所 子ども福祉課、笠間支所 福祉課、岩間支所 福祉課

#### 期限

早めにお手続きください。

### 児童扶養手当の手続き①

◇亡くなった方が児童扶養手当を受給していた場合、受給者変更の手続きが必要です。

◇18歳未満のお子さんの方が亡くなり、母子世帯もしくは父子世帯になったときは、児童扶養手当を受給できる場合があります。

※所得制限があります。

#### 持ち物

受給される方の状況によって異なりますので、詳しくは下記受付窓口にお問い合わせください。

#### 受付窓口

本所 子ども福祉課、笠間支所 福祉課、岩間支所 福祉課

#### 期限

早めにお手続きください。

※手当の受給が認定された場合は、申請翌月から支給開始になります。

## 児童扶養手当の手続き②

◇亡くなった方に支払っていなかった児童扶養手当があった場合、未支払請求の手続きが必要です。

### 持ち物

・振込先の口座番号がわかるもの（児童の口座に限る）

### 受付窓口

本所 子ども福祉課、笠間支所 福祉課、岩間支所 福祉課

### 期限

早めにお手続きください。

## 児童扶養手当の手続き③

◇亡くなった方が支給対象の児童であった場合、資格喪失または額改定の届出が必要です。

### 持ち物

受給される方の状況によって異なりますので、詳しくは下記受付窓口にお問い合わせください。

### 受付窓口

本所 子ども福祉課、笠間支所 福祉課、岩間支所 福祉課

### 期限

早めにお手続きください。

## 遺児養育手当の申請

◇笠間市に住民登録があり、父母または父か母と死別した、義務教育修了前の児童を養育するようになった場合は遺児養育手当の申請ができます。

### 持ち物

- ・振込先の口座番号がわかるもの
- ・死亡したことを証明できる書類（戸籍謄本）
- ・遺児の戸籍謄本（申請初年度のみ）  
※死亡した方と同一戸籍の場合は不要
- ・養育者の世帯全員の住民票の写し
- ・印鑑

### 受付窓口

社会福祉協議会

（本所） ☎ 0296-77-0730

（笠間支所） ☎ 0296-73-0084

（岩間支所） ☎ 0299-45-7889

### 期限

早めにお手続きください。

memo

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---